

適正処理・不法投棄対策室

1. PCB廃棄物処理に向けた取組について

<参考>環境省PCB廃棄物関連ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

(1) PCB特別措置法の改正について

一日でも早く安全かつ確実にポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理を完了するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成28年4月に成立し、5月2日に公布、8月1日に施行されたところ。改正法の概要は以下のとおり。

<改正法の概要>

① PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、政府一丸となって取り組むため、従来環境大臣が定めることとしていたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を、閣議決定により定めることとする。

② 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け

高濃度PCB廃棄物を保管している事業者に対し、計画的処理完了期限より前にその高濃度PCB廃棄物を処分することを義務付け、義務違反者に対しては、都道府県知事等がその処分を命ずることができることとする。また、現在もなお使用中の高濃度PCB使用製品について、その所有事業者に対し、この期限より前に廃棄することを義務付ける。ただし、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置することとする。

③ 報告徴収・立入検査権限の強化

いまだ都道府県知事等に保管の届出がなされていない高濃度PCB廃棄物や、使用中の高濃度PCB使用製品について、その全容を把握するため、都道府県知事等による報告徴収や立入検査の対象に、これらを保管又は所有している疑いのある事業者を加え、都道府県市による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

④ 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行

処分の義務を負う事業者が不明である等の場合に、都道府県知事等が、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行を行うことができることとする。

これに伴い、北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサーについては、本年度末までが処分期間となるため、より一層関係者と連携し、保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

(2) PCB廃棄物処理基本計画の変更について

法改正に伴い、平成28年7月に基本計画の変更を閣議決定したところ。都道府県においては変更後の基本計画に即して、具体的な取組を盛り込んだ都道府県PCB廃棄物処理計画を速やかに作成するようお願いする。

なお、今般の基本計画の変更により、第5章において、政府が保管事業者としてそのPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項が定められ、これを受けて概ね全ての各省庁において、高濃度PCB廃棄物処理実行計画を策定された。また、各省庁より所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知し、昨年未までに900を超える団体へ周知を実施している。

(3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政代執行に対する支援について

改正法において、保管事業者の不存在又は資力不足等の場合について、高濃度PCB廃棄物の処理期限内の処理を確実なものとするため、行政代執行に係る規定が新たに設けられたところであるが、今後、この行政代執行の制度が都道府県市により円滑に活用されるよう、都道府県市が行う高濃度PCB廃棄物処理の行政代執行に要した費用を事業者から徴収することが困難な場合についての支援のあり方を検討するため、「高濃度PCB廃棄物の行政代執行に対する支援に係る検討会」を設置し、検討の結果を7月に報告書として取りまとめた。

この報告書に基づき、平成28年10月に、関係事業者に対し、環境大臣名にてPCB廃棄物処理基金への出えんに関する協力依頼を送付し、平成29年3月には、PCB廃棄物処理基金を管理する独立行政法人環境再生保全機構に係る環境省令を改正する等、関係事業者からの出えんの受入れのための関係規定の整備を実施したところ。

都道府県市が行政代執行として処分等措置を実施した場合に、その必要額の3/4を上限としてPCB廃棄物処理基金より支援を実施する。支援に当たっては、行政代執行に至る過程における行政対応の経緯や、法定要件への該当（改善命令違反等）、保管事業者に対する求償の実施状況等を確認することを想定しているが、行政代執行の実施に当たって都道府県市側に求められる具体的な手続きや支援の方法等について、今年度前半には、環境省の通知等により都道府県市等の関係者に周知を行うこととする。

これを踏まえ、都道府県市におかれては、期限内の処理を達成するため必要な場合には、改正法の規定に基づき、高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政代執行を行われたい。

(4) PCB廃棄物に係る留意事項について

① 高濃度PCB廃棄物について

高濃度PCB廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCOでの着実な処理の実施に加え、都道府県市の保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。都道府

県市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

公共施設における業務用・施設用照明器具のPCBが使用された安定器については、平成12年12月13日付け「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号）において、原則として平成13年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になってもPCBが使用された安定器が破裂する事故が発生している。調査が抽出で行われた又は調査方法が不明確であることにより、安定器が過去の調査では捕捉されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

② 低濃度PCB廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者数は平成29年3月末現在で32事業者となっている。都道府県市においては、無害化処理の認定事業者について保管事業者への周知をお願いしたい。

また、基本計画において、今後は無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。都道府県市においても、PCB廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手续・審査といった必要な対応をお願いしたい。

(5) 未処理のPCB使用製品、PCB廃棄物の掘り起こし調査及び保管事業者等に対する指導について

都道府県市においては、変更した基本計画に基づき、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、掘り起こし調査マニュアルを取りまとめ、順次改訂を行い、平成28年12月には、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第3版）」を送付したところ。

都道府県市におかれては、管内におけるPCB廃棄物等の状況を把握する際に本マニュアルを活用し、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早いPCB

廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また今後、改正法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

なお、各都道府県市における掘り起こし調査の実施状況について年2回調査を行い、公表することとしている。

環境省では、都道府県市の取組を支援するため、地方環境事務所の体制強化を行っているところ。また、請負業務により今年度は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団により、以下の掘り起こし調査等の支援を行っており、積極的に活用されたい。

- ・PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援
- ・都道府県市が実施する現地調査／立入検査に対する支援
- ・自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・事業者向け説明会に対する支援

(6) その他の早期処理促進策

① PCB廃棄物処理基金について

PCB廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているPCB廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処理料金の70%軽減措置が行われている。平成26年4月に関係省令等の一部を改正し、これまでPCB廃棄物の処理費用軽減の対象となっていなかった「PCB廃棄物を保管する常時使用する従業員の数が100人以下の法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人」を基金による支援対象として追加した。また、「破産している法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）」については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいることから、処理料金の95%軽減措置を行うこととした。

基金の造成については、国及び都道府県の協調補助により合計560億円を造成することとし、平成13年度以降、国及び都道府県で継続的に造成してきている。

平成26年度以降については、中小企業者の保管するPCB廃棄物の処理の加速化を図りつつ、処理の状況やこれまでの基金の造成状況等も勘案し年間造成額の平準化を図ることとし、国において毎年度7億円ずつ造成したところである。

各都道府県市におかれては同基金の造成に引き続き御協力をお願いするとともに、中小企業者等に対し、PCB廃棄物の処理費用軽減の周知を行っていただくようお願いする。

② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、本年度から高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理

委託まで保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分にかかる費用（J E S C Oの70%補助分は除く）等のP C B廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

各都道府県市におかれては、当該制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ P C B使用照明器具のL E D化によるC O 2削減推進事業

環境省では、本年度からP C B使用照明器具のL E D照明への交換を支援することにより、P C B早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業を開始した。

民間事業者を対象に、工事費、設備費、事務費及びその他必要な経費で承認した経費の2分の1を補助する。

本年度の補助金交付団体は一般社団法人環境技術普及促進協会であり、二次公募を6月以降に実施予定のため、各都道府県市におかれては、当該補助事業が広く活用され安定器の掘り起こし及び早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

2. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

(1) 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択された。平成 29 年 5 月に締約国数が発効要件である 50 か国に達したことから、水俣条約は平成 29 年 8 月 16 日に発効する。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀の特別管理廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。改正政令において、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に施行されることから、関連する省令等を 6 月 9 日に公布したところであり、改正政省令等に基づく適切な運用を行っていただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度に回収マニュアルの策定セミナーの開催等を行い、平成 28 年度からは、回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。平成 29 年度からは、これまでの医療機関に加え、教育機関等を中心に更なる回収事業の促進を図る予定である。水銀廃棄物対策について、引き続き御協力をお願いする。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>
- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）
<http://www.env.go.jp/press/101621.html>
- ・医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成 29 年 3 月改訂）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>
- ・水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>
- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(2) 残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に対する、廃棄物分野における対応としては、これまで、平成 16 年に「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年改訂）平成 22 年に「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（平成 23 年改訂）を策定し公表し都道府県等の御協力を得ながら適正処理を進めてきているところ。近年、平成 25 年に開催されたストックホルム条約第 6 回締約国会議（COP6）では HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン）、平成 27 年の COP7 では HCBD（ヘキサクロロ

ブタジエン）、PCN（ポリ塩化ナフタレン）、PCP（ペンタクロロフェノール）とその塩及びエステル類が、平成29年の同条約COP8ではとして、DeBDE（デカブロモジフェニルエーテル）、SCCP（短鎖塩素化パラフィン）、HCBd（ヘキサクロロブタジエン）が追加されるなど、規制対象物の範囲が大きく拡大してきている。

こうした国際的な動向もふまえ、環境省ではそれらの適正な処理方策について有識者による検討を進めており、新たに一部のPOPs廃棄物（HCBd含有の廃油等）を特別管理産業廃棄物に指定するとともに、水銀含有産業廃棄物等と同様な考え方にに基づき、一定の上乗せ規制を盛り込んだ「POPs含有産業廃棄物（仮称）」の枠組みを検討しているところである。今後制度の詳細が決まり次第順次周知させていただき予定としているので、御承知おきいただきたい。

（３）感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月9日）」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等に対応するため、平成29年3月に同マニュアルを改訂し、都道府県や関連団体に周知している。

都道府県等におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成29年3月改訂）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

（４）廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。このような状況を踏まえ、平成21年3月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、都道府県等へ通知した。

また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成23年8月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、都道府県等へ送付した。

都道府県等におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

(5) 石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、吹付け石綿についても除去対策の促進が想定されることから、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

都道府県等におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関わる立ち入り検査及び指導の強化について」（環廃産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者数は平成29年5月末現在で2事業者となっており、都道府県等においては、これらの施設に関する情報についても排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

3. 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、排出事業者等に対する廃棄物情報の適正な提供に関する指導をお願いしてきた。

近年、廃棄物情報の伝達についてのさらなる具体化及び明確化を図る必要が生じたことから、環境省では、有識者等による検討会を設置し、従前のガイドラインの位置付けを整理するとともに、廃棄物データシート(WDS)の記載内容の見直し等、ガイドライン第2版として改訂を行い、都道府県・政令市に対し、平成25年6月6日付けで通知した(「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について」(環廃産発第1306063号))。

本通知に基づき、本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いする。

また、平成29年2月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。この際、関連法令の既存制度において危険・有害物質の取扱いに関し一定の義務が課せられていることを念頭に、これらと連携する形で、廃棄物処理法において情報提供を義務付ける排出事業者、対象となる危険・有害物質(必要に応じてその対象濃度等の詳細)、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべきであり、そのための専門的な検討を進めていくべきである。」とされたところであり、水銀に係る改正政省令の施行に併せて、排出事業者が委託した水銀廃棄物について、適正処理に必要な情報提供がなされるよう、廃棄物データシート(WDS)の改訂を行った。

また、今後、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達のあり方について検討を進めていくこととしている。

<参考>廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

4. 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

近年、有害物質を含みうる使用済電気電子機器が、雑多なものと混ぜられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）等の形で、また、リユース目的と偽装された使用済電気電子機器の形で、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」という）の輸出時の規制をほとんど受けずに輸出されている。地方環境事務所の調査では、スクラップ集積ヤードにおいて使用済家電が重機で破砕されるなどの不適切な取扱いを経て、雑品スクラップとして輸出申告されたことが確認されている。また、保管中のスクラップ集積ヤードや海外を仕向け地とした雑品スクラップ等を積載した船舶において火災が発生するなど、雑品スクラップの取扱いに起因して生活環境や経済活動に影響を及ぼす事例が発生している。さらに、輸出先においても、十分な技術を持たない者によってリサイクルが行われることにより、人や環境への悪影響が懸念される。近年の主な事件を挙げると、以下のとおりである。

- ・ 我が国からフィリピンへの不法輸出が発覚し、2億8,000万円の国費を費やして行政代執行を行った事案。（平成11年）
- ・ 我が国からミャンマーに廃棄物である冷蔵庫を無確認で輸出しようとした輸出業者を環境省が廃棄物処理法に違反した廃棄物の無確認輸出未遂の疑いで告発、その後、当該業者は逮捕、起訴され有罪判決出た事案。（平成22年）
- ・ 平成26年に我が国からタイに向けて輸出された、有害物質を含む電気電子機器が混入した雑品スクラップがタイで不法貨物と判断され、シッピングバックされた事案。（平成28年）
- ・ 我が国から中国に輸出しようとした雑品スクラップを積載した貨物船が火災を引き起こした事案。（引火性のある蓄電池等の廃棄物が混入していた可能性）（雑品スクラップ積載船舶による火災は、平成26年度は10件、平成27年度は8件発生。）
- ・ 香港向けに輸出されたフラットディスプレイ等の中古電気電子機器がシッピングバックされる事案（平成26年度9件、平成27年度20件、平成28年度6件）

こうした状況を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出規制の適正化を図るため、雑品スクラップなどの規制対象物の範囲を明確化すること、輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を規制対象とすること、輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する事項を明確化すること、再生利用等事業者の認定制度の創設による、特定有害廃棄物等の輸入に係る手続の簡素化すること等を内容とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を第193回通常国会に提出し、本年6月に成立公布された。特に、雑品スクラップについては、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されることにより、国内外の環境汚染や家電リサイクル制度等の形骸化が懸念されることから、使用済電気電子機器を含む混合物についても法規制の対象として

明確化するとともに、現場において客観的かつ短時間で規制対象物か否かの判断が行えるようバーゼル法政省令の完成による判断基準の整備を検討する（また、前述のとおりこれに加えて雑品スクラップの国内管理の適正化の内容を含んだ廃棄物処理法改正案についても同様に本年6月に成立公布された。）。

また、近年、我が国から韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加しているなか、昨年6月、韓国において、使用済鉛蓄電池のリサイクルにあたり環境上不適正な処理を行った業者11社が摘発された。本事案に対応するため、先行的な対応として本年4月にバーゼル法等の省令、告示等を改正して、使用済鉛蓄電池の輸出について、韓国等のOECD加盟国向けであっても環境大臣が環境汚染防止措置の確認を行えるようにし、本年6月1日から施行した。さらに、今般のバーゼル法改正により、輸出先での環境汚染防止措置についてよりの確な審査を行うために、環境大臣の審査基準を明確化することとしている。

（1）不適正輸出に伴う不法投棄等の防止への御協力のお願い

これまで、環境省から都道府県・政令市宛に、使用済鉛バッテリー、廃PETボトル、及び中古自動車部品の輸出について留意すべき点を記載した通知を発出している。平成24年3月に都道府県・政令市宛に発出した「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」の通知を受けて、同年4月に「中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について」の事務連絡を業界団体向けに発出した。本事務連絡により輸出できなくなった使用済家電製品が国内で不法投棄等されることのないよう、市町村等への注意喚起及び不法投棄等の防止に向けた監視活動の実施に引き続きの尽力をお願いしたい。

また、環境省では、平成26年4月から使用済電気電子機器の中古品判断基準を運用し、輸出者等がリユース目的の輸出であることを客観的に判断することができるよう、判断基準を示しているところである。

これら情報の詳細については、環境省ホームページ上に公表しているので参照されたい。

<参考資料> 廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

（2）不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

不適正輸出される廃棄物等の収集運搬等に当たっては、排出事業者や処理事業者が不適正に委託をしているケースが散見される。このような不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳

正な対処をお願いしたい。また、排出事業者、処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、地方自治体において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で協力・連携をお願いしたい。

（３）バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者及び廃棄物処理事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」を例年行っているところであるが、本年についても、夏以降に全国 11 カ所程度での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、確定次第、環境省ホームページにおいて周知する予定である。

地方自治体においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き協力をお願いしたい。

5. 不法投棄等の不適正処分対策について

昨年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 27 年度）」によると、平成 27 年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が 143 件（前年度 165 件、-22 件）、投棄量は 16.6 万トン（前年度 2.9 万トン、+13.7 万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、平成 27 年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が 261 件、不適正処理量は 40.7 万トンであった。

なお、平成 27 年度末の時点で、2,646 件（前年度 2,583 件、+63 件）、1,609.7 万トン（前年度 1,594.2 万トン、+15.5 万トン）の不法投棄等事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は 100 事案であった。

<参考資料>

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 27 年度）について（平成 28 年 12 月 27 日公表）

<http://www.env.go.jp/press/103219.html>

（1）未然防止・拡大防止対策

① 未然防止・拡大防止対策の強化、立入検査及び行政処分の徹底について

不法投棄等の不適正処分対策については、早期発見による未然防止と早期対応による拡大防止が極めて重要であり、今後も引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図る必要がある。都道府県等においても、監視や立入検査を強化して早期発見による未然防止に努めるとともに、違反行為を把握した場合には、廃棄物処理法に基づく行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

また、不法投棄等に対して都道府県等が行う取組について支援するため、関係法令等に精通した専門家集団（支援チーム）を派遣し、都道府県等が行う不法投棄等の行為者の資産調査等を支援していくことを通じて、都道府県等職員のスキルアップを図る「不法投棄事案等対応支援事業」を実施している。

都道府県等においては、こうした事業も活用いただき、不法投棄等事案への対応能力を充実・強化されたい。

② 地方環境事務所との連携について

今後も、地方環境事務所を活用して、都道府県等と連携した現地調査及び普及啓発活動等を進めていく所存であるので、引き続き御協力をお願いしたい。

③ 全国ごみ不法投棄監視ウィークの実施について

行政、事業者、市民等が連携し、監視活動の強化など不法投棄等を発生させない環境づくりを目的に、平成19年度より実施している本事業について、今年度も、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、監視や啓発活動等様々な活動の実施をお願いし、御協力を頂いたところである（平成29年4月1日付け環廃産発第1704031号各都道府県知事及び各政令市長あて環境事務次官通知）。

都道府県等におかれては、引き続き本事業に対する御協力をお願いしたい。

<参考資料> 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/kanshi_week/index.html

（2）残存事案対策

① 残存事案の支障等の現況と今後の対応方針について

残存事案への対応については、生活環境保全上の支障の除去等の事業を都道府県等が実施する場合に、産廃特措法又は廃棄物処理法に基づく支援を行っている。また、今年度も実施する予定の「産業廃棄物不法投棄等実態調査（平成28年度実績）」においても前回と同様、都道府県等から報告いただいている全ての残存事案に関し、支障等の状況を詳細に把握し、事案毎の対応方針を明らかにしていただくこととしているので、よろしくお願ひしたい。特に、昨年度実態調査において、「支障等調査中」と報告いただいた事案（19事案）については、支障等の状況を明確にし、今後の対応方針を明らかにしていただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、今年度も昨年度と同様に、当該実態調査の結果も踏まえ、都道府県・政令市・市町村別及び支障等の状況別に、リスト化して公表することとしているので、よろしくお願ひしたい。

② 残存事案についての支障の除去等の対策について

平成10年6月16日以前に行為のあった産業廃棄物の不法投棄等事案に対しては、産廃特措法に基づき平成25年3月31日までに都道府県等から協議があった特定支障除去等事業の実施計画で、環境大臣が同意した事案に対して支援を実施しているところ。特定支障除去等事業が、産廃特措法の期限である平成35年3月31日までに計画的かつ着実に推進されるよう、よろしくお願ひしたい。

一方、平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等事案に対しては、不適正な処分を行った者等が支障除去等の措置を取らずに、やむを得ず都道府県等が行政代執行により生活環境保全上の支障除去等を行う場合、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金から、支障除去等に必要な費用の一部を支援している。

資料

**特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
【バーゼル法】の一部を改正する法律の説明資料**

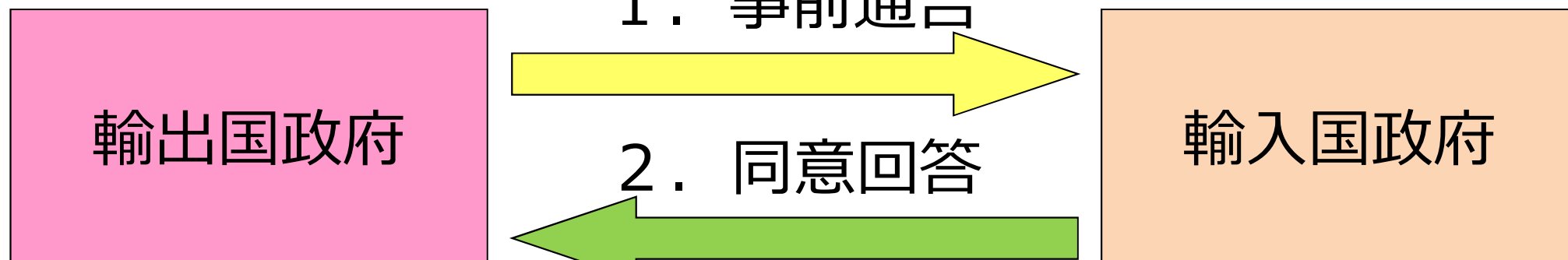
**平成29年6月
経済産業省・環境省**

1. バーゼル法の概要

- バーゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- バーゼル法はバーゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、移動書類の携帯等の義務を規定。

<バーゼル手続のイメージ>

1. 事前通告



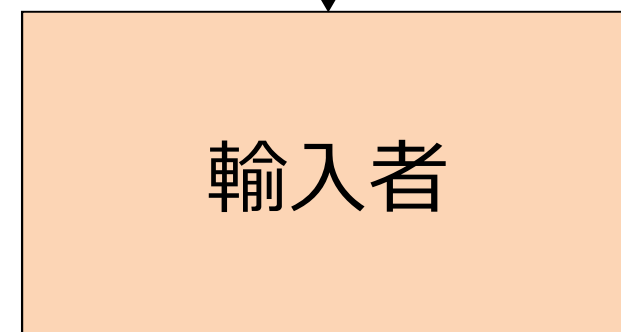
2. 同意回答



輸出承認 (一部環境大臣確認)



輸入承認 (必要な場合
環境大臣意見)



3. 輸出入



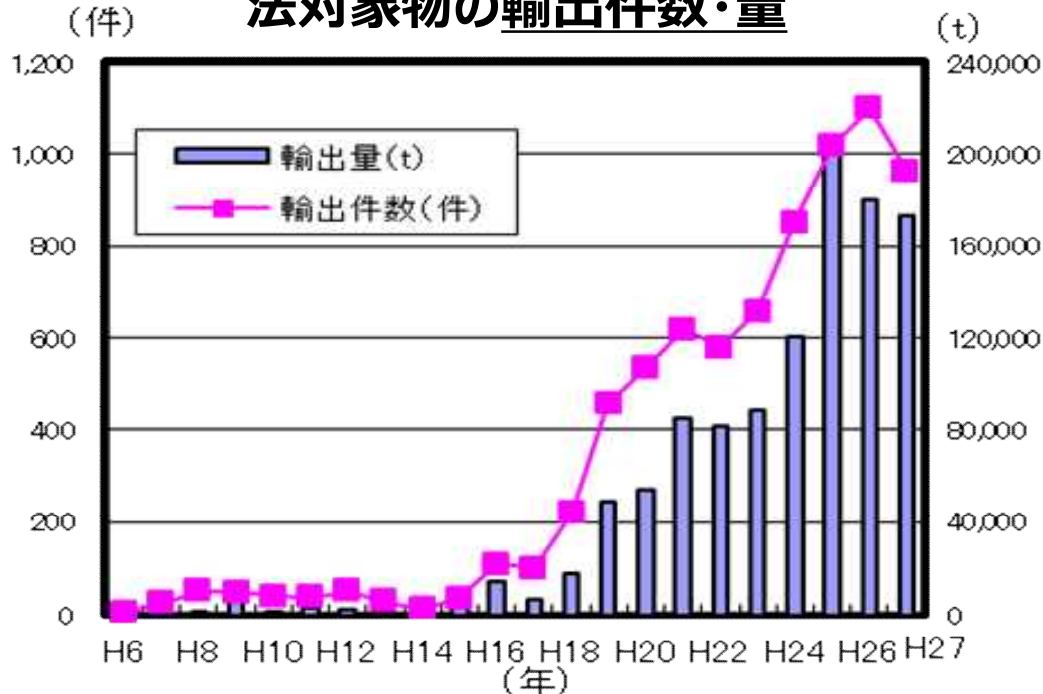
移動書類の携帯

※ 事前通告と同意回答は条約に基づく政府間の義務、赤字は我が国バーゼル法に基づく事業者の義務。₁

2. 法改正の背景

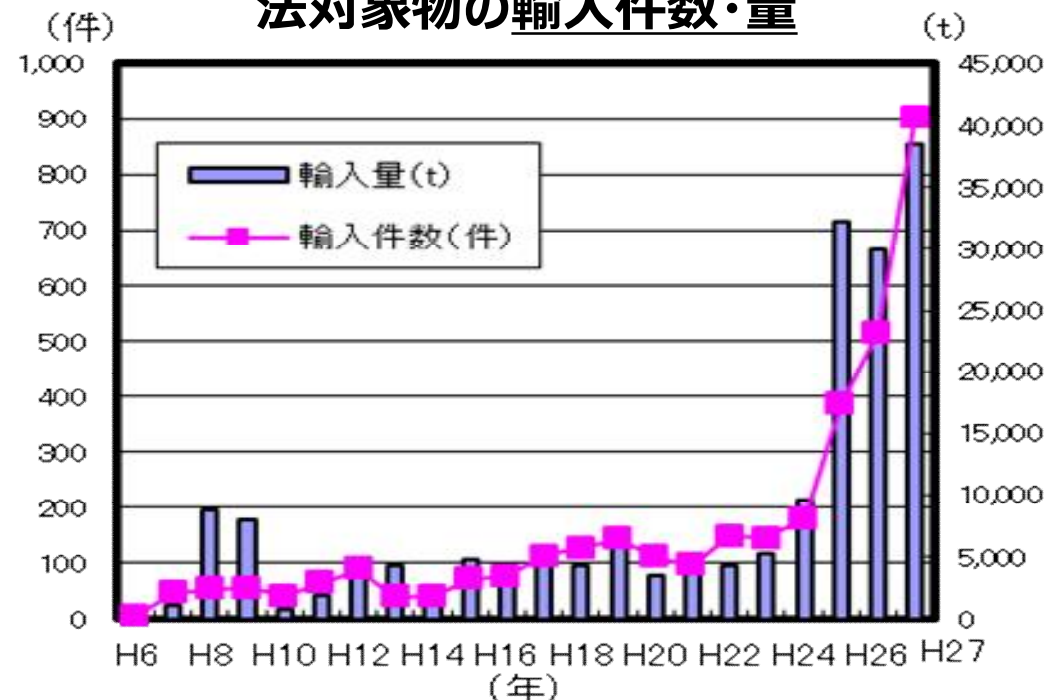
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や②輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や③使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、本年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された。

法対象物の輸出件数・量



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)

法対象物の輸入件数・量



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト) 2

3. 法改正事項 1 : 規制対象物の範囲の明確化

→雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

3. 法改正事項 2 : 輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加 →輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

- バーゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

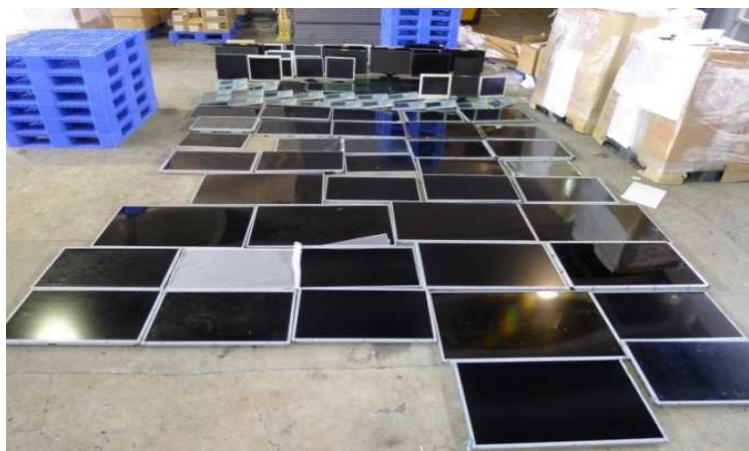


繰り返されるシップバック通報の予防

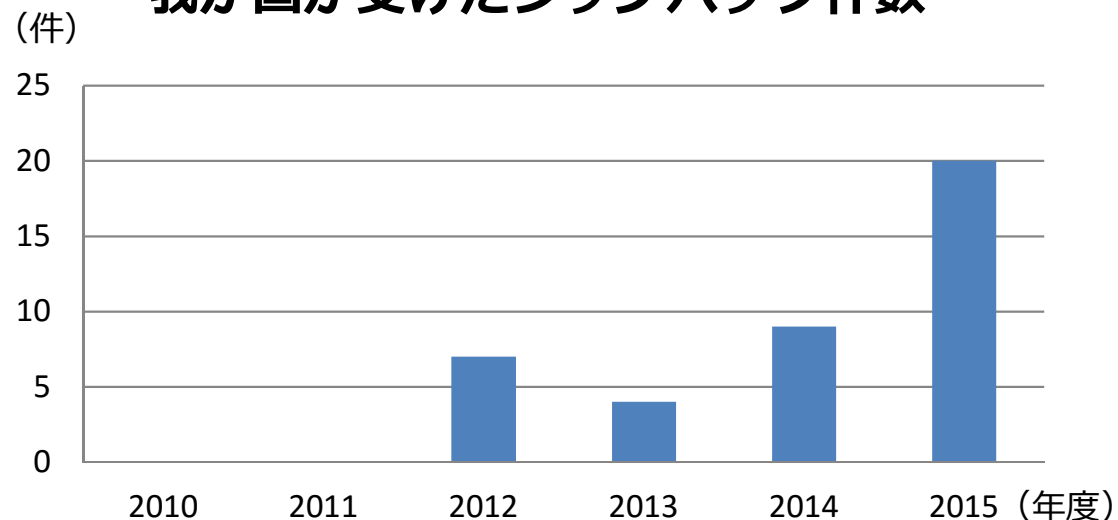
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号ホ）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



(輸出先国：香港、マレーシアなど)

3. 法改正事項3：輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化

→明確な事項に基づき、環境汚染防止措置のよりの確な審査を実施

【現状・課題】

- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

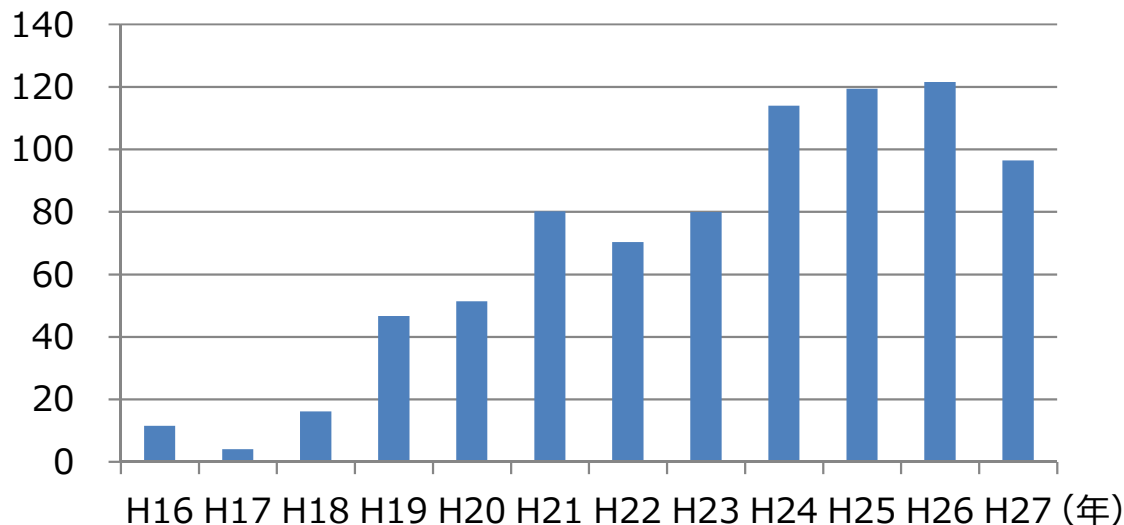


輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による**確認事項を法的に明確化**。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とする予定。

(千トン) 我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



3. 法改正事項 4 : 途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

- 【現状・課題】**
- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
 - 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
 - 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

- 【法改正事項】**
- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1件あたり180日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間13万トン程度 (将来的にはさらに増加)
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上987億円 (付加価値386億円)程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ



(金、銀などの金属を含む)

3. 法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の**輸入承認を不要**とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理） ※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鋳業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。